

陸上自衛隊訓令第33号

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第50条の規定に基づき、陸上自衛隊高等工科学校の生徒の勤務時間及び休暇に関する訓令を次のように定める。

平成21年12月25日

防衛大臣 北澤 俊美

陸上自衛隊高等工科学校の生徒の勤務時間及び休暇に関する訓令

改正 平成22年12月22日省訓第44号
平成23年4月1日省訓第16号
平成24年8月3日省訓第29号
平成24年8月21日省訓第30号
平成28年12月28日省訓第72号
平成29年3月31日省訓第23号

（趣旨）

第1条 この訓令は、陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）の勤務時間、休暇並びに休暇の承認及び手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間）

第2条 生徒の勤務時間は、特に勤務することを命ぜられた場合を除き、1週間につき38時間45分とする。

2 陸上自衛隊高等工科学校の校長（以下「校長」という。）は、陸上幕僚長の承認を得て、日課表により、前項の勤務時間を月曜日から金曜日までの5日間において割り振るものとする。この場合において、日曜日及び土曜日は、休養日とする。

3 校長は、課業上の必要により、生徒に対し、前項の休養日において勤務を命じた場合には、勤務時間に応じて次の各号に定めるところにより、休養日以外の日において休養させることができる。

(1) 4時間以上7時間45分未満の勤務を命じた場合 4時間の休養

(2) 7時間45分以上の勤務を命じた場合 1日の休養

（休日）

第3条 生徒は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられない限り、勤務することを要しない。

（休日の代休日）

第4条 校長は、生徒に対し、第1条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）である休日に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日（休日を除く。）であって当該休日後のものを指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された生徒は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時

間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、第1条の規定による勤務時間においても勤務することを要しない。

(休暇)

第5条 生徒の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次休暇)

第6条 生徒の年次休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は20日とする。

2 年次休暇は、1日を単位とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

3 年次休暇については、その時期につき、校長の承認を受けなければならない。この場合において、校長は、教育訓練に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

(病気休暇)

第7条 生徒の病気休暇は、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

(1) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第27条第1項において準用する国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第1条の2に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

(2) 防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第15条の規定により同訓令別表第2に規定する生活規正の面要軽業の指示を受けて採られる同訓令第16条の規定による事後措置を受けた場合

3 前項の除外日とは、同項各号に掲げる場合における病気休暇を使用した日及び当該病気休暇に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の休養日、休日及び代休日（以下「休養日等」という。）その他の病気休暇の日以外の勤務しない日をいう。

4 第2項ただし書、次項及び第6項の規定の適用については、連続する8日以上（当該期間における休養日等以外の日の日数が3日以下である場合を除く。）の特定病気休暇を使用した生徒（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた生徒を含む。）が、除外日（前項に規定する除外日をいう。以下この条において同じ。）を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間（1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に次に掲げる時間がある場合にあつては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、次に掲げる時間以外の勤務時間）の全てを勤務した日の日数（第6項において「実勤務日数」という。）が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

(1) 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第27条第1項において準用する同法第26条第1項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない時間

- (2) 介護休暇により勤務しない時間
- (3) 介護時間により勤務しない時間
- 5 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 6 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要があるが生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 7 療養期間中の休養日等その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第2項ただし書及び第4項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
- 8 病気休暇については、校長の承認を受けなければならない。
（特別休暇）

第8条 生徒の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 生徒が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 生徒が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 生徒が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により生徒が当該生徒との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該生徒が現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である生徒に委託されている児童若しくは同条第1号に規定する養育里親である生徒（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができないものに限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されているものを含む。）及び兄弟姉妹以外の

者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

- (4) 生徒の親族（別表に定める親族に限る。）が死亡した場合で、生徒が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ別表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- (5) 生徒が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間
- (6) 地震、水害、火災その他の災害により生徒の家族の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、生徒が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間
- (7) 生徒の父母の危篤その他陸上幕僚長が特に必要と認める場合 必要と認められる期間
- (8) 年末及び年始の場合 12月29日から翌年1月3日までの期間

2 特別休暇を日数をもって取り扱う場合においては、その日数中には、休養日等を含むものとする。

3 特別休暇については、校長の承認を受けなければならない。

（介護休暇）

第9条 生徒の介護休暇は、生徒が父母その他校長が特に必要と認める者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（次項、第10項及び次条第1項において単に「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、生徒の申出に基づき、要介護者の各々が前項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この条及び次条第1項において「指定期間」という。）内において必要と認められる期間とする。

3 前項に規定する生徒の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、校長に対し行わなければならない。

4 校長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

5 生徒は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、校長に対し申し出なければならない。

6 校長は、生徒から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、校長は、それぞれ、申出の期間又は第3項

の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり教育訓練に支障がある期間に該当することが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が教育訓練に支障がある日に該当することが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

9 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

10 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

11 介護休暇については、校長の承認を受けなければならない。

（介護時間）

第9条の2 介護時間は、生徒が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の単位は、30分とする。

4 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（国家公務員の育児休業等に関する法律第27条第1項において準用する同法第26条第1項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

5 介護時間については、校長の承認を受けなければならない。

（休暇の承認及び手続）

第10条 休暇の承認及び手続について必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する

（自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令の一部改正）

2 自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「学生」という。）」を「、陸上自衛隊高等工科学校の生徒」に改める。

附 則（平成22年12月22日省訓第44号）

1 この訓令は、平成23年1月1日から施行する。

2 第3条の規定による改正後の防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令第5条の規定及び第5条の規定による改正後の陸上自衛隊高等工科学校の生徒の勤務時間及び休暇に関する訓令第7条の規定は、この訓令の施

行の日以後に使用した病気休暇について適用する。

附 則（平成23年4月1日省訓第16号）（抄）
（施行期日）

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月3日省訓第29号）（抄）
（施行期日）

1 この訓令は、平成24年8月3日から施行する。

附 則（平成24年8月21日省訓第30号）（抄）
（施行期日）

1 この訓令は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日省訓第72号）（抄）
（施行期日）

1 この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

（陸上自衛隊高等工科学校の生徒の勤務時間及び休暇に関する訓令の一部改正に伴う経過措置）

3 第7条の規定による改正前の陸上自衛隊高等工科学校の生徒の勤務時間及び休暇に関する訓令（以下この項において「生徒訓令」という。）第9条第5項の規定により介護休暇の承認を受けた生徒訓令第1条に規定する生徒であって、この訓令の施行の日において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第7条の規定による改正後の生徒訓令第9条第2項に規定する指定期間については、生徒訓令第2条第2項に規定する校長は、防衛大臣の定めるところにより、初日から当該生徒の申出に基づくこの訓令の施行の日以後の日（初日から起算して6月を経過するまでの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

別表（第8条関係）

親 族	日 数
父母	7日
祖父母	3日（生徒が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（生徒が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者	3日（生徒と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
祖父母の配偶者 兄弟姉妹の配偶者	1日（生徒と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
おじ又はおばの 配偶者	1日
校長が特に必要 と認める親族	必要と認められる日